

【表紙】

【提出書類】有価証券届出書

【提出先】関東財務局長

【提出日】2026年 8 月26日

【会社名】新都ホールディングス株式会社

【英訳名】SHINTO Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長 塚本 明輝

【本店の所在の場所】東京都豊島区北大塚三丁目34番 1 号

【電話番号】03-5980-7002

【事務連絡者氏名】管理本部 長井 司

【最寄りの連絡場所】東京都豊島区北大塚三丁目34番 1 号

【電話番号】03-5980-7002

【事務連絡者氏名】管理本部 長井 司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

株式88,350,000円

第 9 回新株予約権証券9,656,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払い込むべき金額の合計額を合算した金額

642,056,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び
当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約
権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い
込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性が
あります。

【安定操作に関する事項】該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	950,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、2026年8月26日(水)に開催された取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	950,000株	88,350,000	44,175,000
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	950,000株	88,350,000	44,175,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、44,175,000円であります。

(2) 【募集の条件】

割当対象者

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
93	46.5	100株	2026年9月11日(金)	-	2026年9月11日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に、本新株式の割当予定先との間で、第三者割当の株式総数引受契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 申込期日に割当予定先との間で本割当契約が締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
新都ホールディングス株式会社 管理本部	東京都豊島区北大塚三丁目34番 1 号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 押上支店	東京都墨田区業平三丁目14- 5

3 【新規発行新株予約権証券(第 9 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	68,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	9,656,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき142円 (新株予約権の目的である株式 1 株当たり1.42円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 9 月11日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都豊島区北大塚三丁目34番 1 号 新都ホールディングス株式会社 管理本部
払込期日	2026年 9 月11日(金)
割当日	2026年 9 月11日(金)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 押上支店

(注) 1. 第三者割当により発行される新都ホールディングス株式会社第 9 回新株予約権(以下「第 9 回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」といいます。)の発行は、2026年 8 月26日(水)開催の当社取締役会において決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、総数引受契約(以下「本総数引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 割当日までに総引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式に関し、振替機関の名称及び所在地は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

所在地：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は6,800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)但し本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、93円(発行決議日前営業日(2026年8月25日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に0.9208を乗じた金額)とする。但し、行使価額は第2項の規定に従って調整されるものとする。 2. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}} \right)}{1}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

	本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	642,056,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年9月11日から2028年9月10日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号 新都ホールディングス株式会社 管理本部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 押上支店 東京都墨田区業平三丁目14-5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の120%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当初発行価格で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権を行使することのできる期間別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。 その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類が全部上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
4. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
5. 株式の交付方法当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の記録を行うことにより株式を交付する。
6. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

本第三者割当による手取金の額は以下のとおりです。

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
730,406,000	18,359,000	712,047,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行による調達額である88,350,000円、本新株予約権の発行価額の総額9,656,000円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額632,400,000円を加えた額です。

2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりです。

なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- ・登記費用：995千円
- ・割当予定先等調査費用：460千円
- ・新株予約権価格算定費用：1,000千円
- ・有価証券届出書作成等支援業務費用：1,296千円
- ・ファイナンシャル・アドバイザー費：14,608千円

当該費用は、RHインベストメント合同会社(東京都千代田区神田和泉町1-6-16-405 代表者 劉魏魏)に委託、実際に調達された資金額に応じて変動いたします。

当社は、これまで複数回にわたり資本市場における資金調達を実施してまいりましたが、本第三者割当においては、当社の事業計画及び資金需要に適合した資金調達手法の検討並びに調達実現可能性の向上を目的として、RHインベストメント合同会社にファイナンシャル・アドバイザー業務を委託いたしました。

当社は前回の資金調達である第8回新株予約権において、株式会社海越商事が保有していた新株予約権をRHインベストメント合同会社が譲り受け、これを行行使した経緯があり、同社との取引関係を有しております。当社はその際の資本市場に関する知見及び資金調達に関する助言実績を踏まえ、本件においてもファイナンシャル・アドバイザーとして起用しております。

なお、RHインベストメント合同会社については、第8回新株予約権の行使完了後、現在は当社の新株予約権を保有しておらず、また、2026年1月31日現在の当社株主名簿においても、同社が当社株式を保有していないことを確認しております。

当社は、本件におけるRHインベストメント合同会社の役割は、割当予定先の紹介、資金調達手法に関する助言及び資本市場に関するアドバイス等を行うファイナンシャル・アドバイザー業務に限定されるものと認識しております。また、同社は当社株式及び新株予約権を保有しておらず、本件資金調達による直接的な資本的利害関係を有していないことから、独立性は確保されており、利益相反が生じる状況にはないものと判断しております。

(2) 【手取金の使途】

当社グループはこれまでに子会社化した複数の資源リサイクル事業会社を通じて、鉄、非鉄金属を中心とした資源循環ビジネスを展開しており、当該事業は安定的な収益を創出する基盤事業として位置付けております。近時、国内外における資源需要の回復および資源価格の上昇を背景として、各子会社において受注の増加および取引規模の拡大が継続しており、仕入資金を中心とした運転資金需要が増加しております。特に、輸出取引においては仕入代金の支払が売上代金の回収に先行する取引構造となっていることから、事業拡大に対応するためには一定規模の先行資金の確保が必要であり、安定的かつ機動的な資金供給体制の構築が重要な経営課題となっております。

このような状況を踏まえ、子会社における資源リサイクル事業の強化を目的とした運転資金の拡充を行うことにより、取扱数量の拡大および収益性の向上を図るとともに、グループ全体としての成長スピードを最大化してまいります。

以上の方針のもと、当社は、本資金調達により得られた資金を、既存子会社の事業拡大に必要な運転資金に充当し、持続的な成長および企業価値の向上を実現していく方針であります。

上記「4．新規発行による手取金の使途」並びに下記「調達資金の使途」に記載した内容を進めるに当たり、既存株主への影響を抑えながら機動的な資金調達ができる方法を検討して参りました。様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを下記のように勘案した結果、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

(A) 金融機関からの借入

金融機関からの借入につきましては、当社の財務体質の健全性を保つ必要性があり、そのため第三者割当増資が必要不可欠であります。

(B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては現実的ではないと判断いたしました。

(C) 株主割当てによる株式、新株予約権の発行

株主割当てによる新株の発行及び新株予約権の発行につきましては、発行当初からの業績や株価の変動によって発行株式数が不確定となることはリスクであり、行使される数が多数の一般投資家による投資判断に依拠することを踏まえると、当社ビジネスへの一定の理解のある投資家に割り当てる方法のほうが行使の確実性が高いものと判断しました。以上を勘案した結果、検討から除外いたしました。

(D) ライツ・オフアリング(コミットメント型)

コミットメント型ライツ・オフアリング(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オフアリングのスキームの一形態)は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初調達していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができる利点があります。が、現時点においては当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、資金調達方法の候補から除外しております。

(E) 社債の発行

引受先が見つまっている場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

当社が重視した、本新株式及び本新株予約権を組み合わせることへのメリットとデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

メリットとなる要素

当初における一定の資金調達として、本新株式及び本新株予約権の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となっております。

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される6,800,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

一部を新株予約権として発行することで、その行使は時期が分散されるものと見込まれることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できます。

デメリットとなる要素

本新株式および本新株予約権の両者ともに、第三者割当方式という、当社と割当予定先の相対契約であるため、新たな資金提供元を発掘するという点において限界があります。

本新株予約権については、割当先が行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

本新株式の発行及び本新株予約権の行使が進んだ場合、最終的には7,750,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。

以上を検討の結果、現在実現可能であると考えられる資金調達の方法の中で最も確実性が高いこと、当社の独立性を維持することができることなどを総合的に勘案して、第三者割当増資が適切であると判断いたしました。

調達資金の使途

本新株式により調達する資金の具体的使途

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
当社子会社(栄新商事)における仕入(鉄、非鉄)資金	52,000	2026年9月～2026年12月
当社子会社(龍一商事)における仕入(鉄、非鉄)資金	17,991	2026年9月～2026年12月
計	69,991	

資金使途の詳細は以下のとおりです。

当社子会社(栄新商事)における仕入(鉄、非鉄)資金

当社は、2025年10月20日付「簡易株式交付の方法による栄新商事株式会社の子会社化に関するお知らせ」で開示しましたとおり2025年8月15日付で栄新商事株式会社を子会社化しております。栄新商事は、鉄、非鉄金属を中心とした金属リサイクル事業を展開しており、国内外の取引先に対して安定的な製品供給を行っております。特に銅のリサイクル業務が急激に増加しております。

また、近時の銅価格上昇に加え、主要取引先からの受注増加及び取引規模の拡大に伴い、同社における仕入資金を中心とした運転資金需要が増加しております。特に、短納期案件及び高付加価値案件の増加により、仕入代金及び外注費等の先行支出が増大していることから、安定的な資金供給体制の構築が必要な状況となっております。

なお、金属リサイクル事業においては、仕入先への支払が販売代金の回収に先行することが一般的であり、取扱量の拡大には十分な運転資金の確保が不可欠であります。栄新商事株式会社においては、現状においても継続的な仕入機会が存在しており、資金制約が緩和されることにより、既存取引先からの仕入数量拡大や新規案件への対応が可能となる事業環境にあります。

一方、同社の事業計画及び資金繰り計画は、過度に楽観的な見通しを避ける観点から、主として前期実績を基礎として作成しており、本第三者割当により調達する資金による取扱量拡大効果は織り込んでおりません。そのため、資金繰り表上の売上高及び仕入高は保守的な計画数値となっておりますが、実際には仕入機会に対応するための運転資金需要が継続的に存在しております。

また、充当金額については、直近の月次仕入実績、今後1年間の受注見込み、仕入先及び販売先との回収・支払条件並びに必要な運転資金水準を総合的に勘案し算定しております。実際の支出については、受注状況及び仕入計画に応じて複数回に分けて段階的に実行する予定であり、一括して支出することを前提とするものでは

ありません。

このため、鉄及び非鉄金属に係る仕入代金として、本第三者割当により調達した資金のうち、2026年9月から2026年12月までの期間において52百万円を充当する予定であります。

当社子会社(龍一商事)における仕入(鉄、非鉄)資金

当社は、2025年7月18日付「簡易株式交付による龍一商事株式会社の子会社化に関するお知らせ」で開示しましたとおり2025年8月15日付で龍一商事株式会社を子会社化しております。龍一商事は、金属スクラップを中心としたリサイクル事業を主たる事業内容とし、鉄、非鉄金属等の回収、選別および加工を行っております。

近時、主要取引先からの受注増加及び取引規模の拡大に伴い、同社における仕入資金を中心とした運転資金需要が増加しております。特に、短納期案件及び高付加価値案件の増加により、仕入及び外注費の先行支出が増大していることから、安定的な資金供給体制の構築が急務となっております。

なお、金属リサイクル事業においては、仕入先への支払が販売代金の回収に先行することが一般的であり、取扱量の拡大には十分な運転資金の確保が不可欠であります。龍一商事株式会社においても、現状において継続的な仕入機会が存在しており、資金制約が緩和されることにより、既存取引先からの仕入数量拡大や新規案件への対応が可能となる事業環境にあります。

一方、同社の事業計画及び資金繰り計画は、過度に楽観的な見通しを避ける観点から、主として前期実績を基礎として作成しており、本第三者割当により調達する資金による取扱量拡大効果は織り込んでおりません。そのため、資金繰り表上の売上高及び仕入高は保守的な計画数値となっておりますが、実際には仕入機会に対応するための運転資金需要が継続的に存在しております。

また、充当金額については、直近の月次仕入実績、今後1年間の受注見込み、仕入先及び販売先との回収・支払条件並びに必要な運転資金水準を総合的に勘案し算定しております。実際の支出については、受注状況及び仕入計画に応じて複数回に分けて段階的に実行する予定であり、一括して支出することを前提とするものではありません。

このため、鉄及び非鉄金属に係る仕入代金として、本第三者割当により調達した資金のうち、2026年9月から2026年12月までの期間において17百万円を充当する予定であります。

本新株予約権により調達する資金の具体的使途

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
当社子会社(北山商事)における仕入(鉄、非鉄)資金	262,000	2026年9月～2028年8月
当社子会社(栄新商事)における仕入(鉄、非鉄)資金	262,000	2026年9月～2028年8月
当社子会社(龍一商事)における仕入(鉄、非鉄)資金	118,056	2026年9月～2028年8月
合計	642,056	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 調達資金は、資金需要が発生した順に充当します。
4. 行使にかかる本新株を市場で売却した場合、当社の株価は下落し、本新株予約権の行使ができなくなる可能性があります。そのため、割当予定先からは市場のインパクトを見ながら市場での当社株式の売却を行う旨を口頭にて確認しておりますが、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、当社の資金ニーズに沿った資金調達が困難になる可能性があります。その場合においては、資金使途に記載した通りの資金の投下ができず当社の事業推進に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、本新株予約権が大幅に行使されず当社の事業推進に影響を及ぼすと判断した場合には、必要に応じて別途資金調達を検討いたします。なお、現時点においてその資金調達方法については未定です。

資金使途の詳細は以下のとおりです。

当社子会社(北山商事)における仕入(鉄、非鉄)資金

当社は、2024年4月18日付「簡易株式交付による株式会社北山商事の子会社化に関するお知らせ」で開示しましたとおり2024年5月15日付で北山商事を子会社化しております。北山商事は、鉄、非鉄金属等を中心とした資源リサイクル事業およびリユース事業を展開しており、国内複数拠点ならびに直江津港ヤードを活用した輸出取引を行っております。

同社において、鉄、非鉄金属に係る仕入資金を安定的に確保することにより、取扱数量の拡大が可能となり、売上高および利益の増加が見込まれます。また、港湾ヤードを活用した輸出取引の拡大を通じて、事業効率および収益性の向上にも寄与するものと判断しております。

近時、国内外における鉄、非鉄金属需要の回復及び資源リサイクル市場の拡大を背景として、同社において受注の増加及び取引規模の拡大が継続しており、仕入資金を中心とした運転資金需要が急速に増加しております。特に、輸出向け取引においては、仕入代金の支払が売上代金回収に先行する取引構造となっていることから、一定規模の先行資金が必要となっております。

このような事業環境の変化を踏まえ、当社グループとしては、短期的な資金不足への場当たり的対応ではなく、今後の事業拡大局面を見据えた計画的な資金供給を行うことが、グループ全体の成長スピードを最大化する上で重要であると判断しております。

なお、当社グループが営む金属リサイクル事業においては、鉄・非鉄金属等の仕入機会が継続的に存在しており、十分な仕入資金を確保することにより、既存取引先からの仕入数量の拡大や新規案件への対応が可能となることから、取扱量の増加及び売上高の拡大が見込まれる事業環境にあります。

また、今回調達する資金のうち運転資金への充当額については、各グループ会社の事業規模、過去の売上実績及び仕入実績、取扱高、受注状況並びに今後の事業計画を総合的に勘案したうえで、各社における運転資金需要に応じて配分しております。なお、当該金額は、直近の月次実績、回収・支払条件及び今後の資金需要見込みを踏まえ、事業運営上必要と見込まれる水準として算定したものであります。

実際の支出にあたっては、月次の仕入計画および受注動向に応じて、複数回に分割して段階的に支出する定であり、一括での支払を予定しているものではありません。

このため、鉄、非鉄金属に係る仕入代金として、本第三者割当により調達した資金のうち、2026年9月から2028年8月までの期間において、262百万円を充当する予定です。

当社子会社(栄新商事)における仕入(鉄、非鉄)資金

当社子会社である栄新商事株式会社における鉄、非鉄金属の仕入資金を中心とした運転資金に充当する予定であり、同社は当社グループ内において特に資金需要が高い状況にあることから、2026年9月から2028年8月までの期間において、262百万円を充当する予定です。

資金の充当については、資金調達の進捗状況に応じて適切に充当していく予定であります。なお、前回の資金使途と実質的に重複する充当が生じた場合には、当該重複の内容及び理由を精査の上、必要に応じて資金使途の変更手続を行うとともに、関係法令及び適時開示規則に従い、その内容を適切に開示してまいります。

当社子会社(龍一商事)における仕入(鉄、非鉄)資金

当社子会社である龍一商事株式会社における鉄、非鉄金属の仕入資金を中心とした運転資金に充当する予定であり、同社は当社グループ内において特に資金需要が高い状況にあることから、2026年9月から2028年8月までの期間において、118百万円を充当する予定です。

資金の充当については、資金調達の進捗状況に応じて適切に充当していく予定であります。なお、前回の資金使途と実質的に重複する充当が生じた場合には、当該重複の内容及び理由を精査の上、必要に応じて資金使途の変更手続を行うとともに、関係法令及び適時開示規則に従い、その内容を適切に開示してまいります。

5. 前回ファイナンス(2024年10月30日提出)の調達資金額及びその充当実績

当社は、2024年10月30日付で提出した有価証券届出書に基づき、第三者割当の方法により新株式の発行および新株予約権の行使を行い、以下のとおり資金調達を実施いたしました。

2024年11月15日付第三者割当増資及び第7回新株予約権並びに第8回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況（2026年6月30日現在）

具体的な使途の内容	資金使途の金額 （千円）	実際の調達額 （千円）	充当額（千円）	未充当額（千円）	支出予定時期
当社における仕入 （鉄・非鉄）資金	142,606	142,606	142,606	—	2024年11月
発行諸費用	6,594	6,594	6,594	—	2024年11月
合計	149,200	149,200	149,200	—	

資金使途について、2026年8月19日「資金使途の変更に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、「当社子会社である北山商事株式会社における鉄・非鉄金属の仕入資金」から「当社における鉄・非鉄金属の仕入資金」変更しています。

注）当社は、本第三者割当による調達資金のうち子会社の運転資金として充当する資金について、各子会社へ貸付けを行っております。各子会社は、当該貸付金を仕入資金として使用しております。

具体的な使途の内容	資金使途の金額 （千円）	実際の調達額 （千円）	充当額（千円）	未充当額（千円）	支出予定時期
当社子会社（北山商事）における仕入（鉄・非鉄）資金	850,800	441,540	441,540	-	2024年11月～ 2026年10月
当社子会社（大都商会）におけるプラスチック仕入資金	55,000	40,000	40,000	-	2024年11月～ 2026年10月
当社における金属仕入資金	242,536	157,014	157,014	-	2024年11月～ 2026年10月
当社運転資金（家賃・給与）	13,600	13,293	13,293	-	2025年5月～ 2026年10月
当社借入金返済（銀行への返済）	1,400	1,389	1,339	-	2025年6月～ 2026年10月
当社借入金返済（関連会社への返済）	87,000	87,000	87,000	-	2025年6月～ 2025年9月
当社借入金返済（個人への返済）	23,000	23,000	23,000	-	2025年6月
当社子会社（龍一商事）における仕入資金（貸付）	80,000	80,000	80,000	-	2025年8月～ 2025年10月
合計	1,353,336	843,236	843,236	-	

2025年5月19日付「第三者割当による第7回・第8回新株予約権の行使価額の修正に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の行使価格は179円から127円へ、第8回新株予約権の行使価格は162円から114円へそれぞれ修正されました。当該行使価額の修正に伴い、当初想定していた調達予定総額と比較して、調達額は396,000千円減少しております。

資金使途について、2026年8月19日「資金使途の変更に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、「当社運転資金（家賃・給与）」「当社借入金返済（銀行への返済）」「当社借入金返済（関連会社への返済）」「当社借入金返済（個人への返済）」「当社子会社（龍一商事）における仕入資金（貸付）」を追加変更しています。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当先の概要

株式会社IT総合人材育成センター

a．割当予定先の概要	名称	株式会社IT総合人材育成センター
	所在地	東京都台東区台東二丁目6-6 陽輪台みかみビル4F404
	代表者の役職・氏名	代表取締役 南部 豊
	事業の内容	IT技術研修、ITコンサルティング・ITソリューション提供
	資本金	20,000,000円
	主たる出資者及びその出資比率	郭 悦 90% 林堅堅 10%
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	割当予定先であるIT総合社の株主である郭悦氏と、当社アドバイザーであり当社株主でもある馮海軍氏は親戚関係にあります。 なお、当社と割当予定先との間に役員の兼任その他の人関係はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
純資産	13,724千円	16,421千円	26,721千円
総資産	33,185千円	47,853千円	39,265千円
1株当たり純資産	6,862.02円	8,210.65円	13,360.97円
売上高	61,909千円	251,594千円	217,537千円
営業利益	2,743千円	5,473千円	777千円
当期純利益	2,872千円	2,697千円	300千円
1株当たり当期純利益	1,436.11	1,348.62	150.32
1株当たり配当金	-	-	-

(注) 「割当予定先の概要欄」及び「提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

株式会社ベビーピュア

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ベビーピュア
	所在地	横浜市保土ヶ谷区岩井町一丁目7番地
	代表者の役職・氏名	代表取締役 渡邊 敏行
	事業の内容	中華レストラン経営・フランチャイズ事業
	資本金	85,000,000円
	主たる出資者及びその出資比率	渡邊敏行 95.4%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
純資産	241,117千円	256,333千円	265,846千円
総資産	422,376千円	436,505千円	402,164千円
1株当たり純資産	37,094.92円	39,435.84円	40,899.38円
売上高	578,660千円	610,184千円	524,263千円
営業利益	432,465千円	32,769千円	3,425千円
当期純利益	67,080千円	15,216千円	9,512千円
1株当たり当期純利益	10,320.06円	2,340.92円	1,463.38円
1株当たり配当金	-	-	-

(注) 「割当予定先の概要欄」及び「提出者と割当予定先との関係」の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

Blue Coast Capital Limited

a．割当予定先の概要	名称	Blue Coast Capital Limited
	所在地	Room38,11/F MEECO INDUSTRIAL BUILDING, 53-55 AU PUIWAN STREET,FOTAN,SHATIN,NT HONG KONG
	代表者の役職・氏名	Director HENDORA
	事業の内容	貿易事業、船舶管理に関する包括的なサービス プラスチックリサイクル事業
	資本金	HKD 10,000-
	主たる出資者及びその出資比率	HENDORA 100%
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	常任代理人 篠原 洋 東京都中央区
b．提出者と割当予定先との関係	出資関係	2026年5月11日、当社株式170万株の新株予約権の権利が譲渡され現在、行使権利を保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

株式会社IT総合人材育成センター

当社は、本第三者割当における割当予定先の選定にあたり、単なる資金調達にとどまらず、中長期的な事業成長および企業価値向上に資するパートナーであるかを重視して検討を行いました。

今回の増資において、株式会社IT総合人材育成センターを、新株式1億円分及び新株予約権2億円分の割当先として選定した経緯は以下のとおりです。

当社は、2020年12月28日に発行した第6回新株予約権を有限会社進栄商興に割り当てましたが、株価低迷等により未行使分の行使が見込めない状況となったことから、2021年11月8日付「第6回新株予約権の取得に関するお知らせ」にて公表したとおり、同新株予約権の未行使分を取得いたしました。その後、当社は新たな資金調達手段として当該新株予約権を活用することとし、2021年11月24日付「第6回新株予約権（再発行）の発行に関するお知らせ」にて公表したとおり、株式会社協栄情報に対して当該新株予約権を割り当ていたしました。協栄情報代表取締役であり当社の株主でもある馮海軍氏は、当社代表取締役である塚本明輝とは、過去にIT関連事業に関する情報交換を行ったことを契機として知り合い、その後も継続的に交流を続ける中で信頼関係を構築してまいりました。今回の資金調達に際し、当社代表取締役の塚本明輝が資金調達及び事業提携候補先について馮海軍氏へ相談したところ、馮氏より、同氏の息子の配偶者（義理の娘）であり、株式会社IT総合人材育成センターの主たる出資者（出資比率90%）である郭悦氏を紹介いただきました。また、馮海軍氏と株式会社IT総合人材育成センターとの間には、上記の人的関係に加え、株式譲渡アドバイザー契約に基づく取引関係及び金銭貸借関係が存在しております。さらに、株式会社協栄情報と株式会社IT総合人材育成センターとの間にも事業上の取引関係があります。当社は、これらの関係について認識した上で、株式会社IT総合人材育成センターとの面談及び協議を重ね、同社の財務状況、資金調達能力及び今後の事業支援に対する意向等を総合的に確認した結果、当社の事業推進及び財務基盤の強化に資するパートナーであると判断し、本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。その後、IT総合社より、新株式1億円及び新株予約権2億円の引受意向を受領したことから、当社は同社を本第三者割当における割当予定先として選定いたしました。なお、IT総合社の株主である馮海軍氏は、当社のアドバイザーであるとともに、当社株式を保有する株主であります。また、馮海軍氏とIT総合社の株主である郭悦氏は親戚関係にあります。もっとも、当社は、IT総合社による本新株予約権の引受けに係る投資判断及び意思決定については、IT総合社において独立した検討及び決定がなされたものであり、馮海軍氏の当社アドバイザーとしての立場又は当社株主としての立場が当該意思決定に影響を及ぼすものではないことを確認しております。また、当社とIT総合社との間に、当該親戚関係を除き、支配関係又はその他本件引受けの公正性を損なうような特別の利害関係はないと認識しております。

株式会社ベビーピュア

当社は、財務基盤の強化および中長期的な企業価値の向上を目的として、本第三者割当増資の実施にあたり、

複数の資金調達手法および割当候補先について検討を行いました。

その結果、中長期的な視点で当社の成長戦略に理解を示し、安定的な株式保有が見込まれる投資家を割当先とすることが適切であると判断しました。

当社代表取締役塚本明輝は、過去に事業活動を通じて株式会社ベビーピュア代表取締役渡邊敏行氏と知り合い、その後も継続的に事業に関する情報交換を行ってまいりました。当該従前からの関係を契機として、2026年4月上旬頃に面談を実施し、本件協議を開始いたしました。その後の協議を通じて、同氏が当社事業および成長戦略に対する理解と中長期的な支援意向を有していることを確認しました。また、同氏は上場企業である倉元製作所の代表取締役を務めた経験を有し、現在は株式会社ベビーピュアにおいて飲食事業を展開するなど、企業経営に関する豊富な実績と知見を有しております。これらは当社の事業展開および経営体制の強化に資するものと判断しております。

さらに、同氏は本第三者割当増資により取得する当社株式について、基本的には純投資を目的としつつ中長期的に保有する方針であることに加え、新株予約権約2億円分の引受けも行う予定であり、当社株式の安定性向上にも寄与するものと判断しました。以上の理由により、当社は株式会社ベビーピュアを本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

Blue Coast Capital Limited

当社は、本新株予約権の発行にあたり、資金調達の確実性および迅速性を重視し、割当予定先の選定を行ってまいりました。

そのような中、当社子会社である大都實業有限公司(香港)が保有する新株予約権について、2026年5月1日に適時開示いたしましたとおり、Blue Coast Capital Limitedが当該新株予約権の譲渡を受けることとなり、その全額を行使する意向を確認しております。

当該譲渡は、大都實業有限公司が保有していた新株予約権について、行使意向および資金力を有する投資家への譲渡が実現したものであり、当社としても当該新株予約権の行使による資金調達の実現可能性が高まるものと認識しております。また、本第三者割当においては、同社は新株予約権を約3億円分引き受ける予定であり、当社の資金調達において重要な役割を担う投資家であります。当社は、当該経緯を踏まえ、Blue Coast Capital Limitedが当社の資金調達に対する理解および実行能力を有していると判断するとともに、短期間での資金調達の実現可能性が高いと評価いたしました。

さらに、同社による新株予約権の引受および行使は、当社の中長期的な資本政策とも整合するものであり、成長投資資金の確保および財務基盤の強化に資するものと考えております。

このため、当社は、資金需要への対応および資金調達の確実性の観点から、Blue Coast Capital Limitedを本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数
株式会社IT総合人材育成センター	新株式 950,000株 第9回新株予約権 19,000個 (その目的となる株式 1,900,000株)
株式会社ベビーピュア	第9回新株予約権 19,000個 (その目的となる株式 1,900,000株)
Blue Coast Capital Limited	第9回新株予約権 30,000個 (その目的となる株式 3,000,000株)

(4) 株券等の保有方針

株式会社IT総合人材育成センター

当社は、割当予定先である株式会社IT総合人材育成センターに対し、本第三者割当により取得する株券等の保有方針について確認を行っております。

その結果、同社は本件投資について基本的には純投資を目的とするものであるものの、当社の株主となることを通じて当社の事業内容および成長戦略への理解を深め、将来的には両社間における事業上の連携やビジネス機会の創出について模索していく意向を有していることを確認しております。

また、同社は本新株予約権について第三者への譲渡を目的として保有するものではなく、権利行使期間内において市場環境及び当社の事業状況等を勘案しながら順次行使を行う方針であることを確認しております。なお、本新株予約権の行使により取得した当社株式については、中長期的な保有を基本方針としつつ、投資判断上必要と判断した場合には、市場環境等を勘案のうえ売却する可能性があることを確認しております。

なお、当社は、株式会社IT総合人材育成センターから、本第三者割当により取得する本新株式について、払込期日から2年以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

株式会社ベビーピュア

当社は、割当予定先である株式会社ベビーピュアに対し、本第三者割当により取得する株券等の保有方針について確認を行っております。

その結果、同社は本件投資について基本的には純投資を目的とするものであるものの、当社の株主となることを通じて当社の事業内容および成長戦略への理解を深め、将来的には両社間における事業上の連携やビジネス機会の創出について模索していく意向を有していることを確認しております。

また、同社は本新株予約権について、第三者への譲渡を目的として保有するものではなく、権利行使期間内において市場環境及び当社の事業状況等を勘案しながら順次行使する方針であることを確認しております。なお、本新株予約権の行使により取得した当社株式については、中長期的な保有を基本方針としつつ、市場環境、投資判断その他の事情を勘案のうえ、適宜売却を行う可能性があることを確認しております。当社といたしましては、同社が中長期的な視点に立った株式保有を志向していることに加え、同社の有する事業運営に関する知見やネットワークを背景とした将来的な協業可能性も期待できることから、当社の企業価値向上に資するものと判断しております。

Blue Coast Capital Limited

当社は、割当予定先であるBlue Coast Capital Limitedに対し、本新株予約権により取得する株券等の保有方針について確認を行っております。

また、本新株予約権については、第三者への譲渡を目的として保有するものではなく、市場環境及び当社の事業状況等を勘案しながら、権利行使期間内に順次行使する方針であることを確認しております。さらに、同社は、本新株予約権の行使により取得した当社株式について、市場環境に十分配慮し、市場価格への影響を抑制する形で段階的に売却を行う方針であることを確認しております。また、本新株予約権については、比較的短期間での行使を通じて当社の資金調達に寄与する意向を有していることも確認しております。当社といたしましては、同社のこうした投資姿勢は、当社の資金調達の確実性及び安定性の観点から有益であると判断しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

株式会社IT総合人材育成センター

株式会社IT総合人材育成センターより2026年7月23日時点のみずほ銀行からの残高証明書の提出を受け、本新株式および本新株予約権の発行価額の払込みに足る預金を保有していることを確認しました。なお、当該預金の一部については、株式会社IT総合人材育成センターより、馮尚昆氏からの借入金を原資としている旨の説明を受けております。なお、馮尚昆氏は、株式会社IT総合人材育成センターの主たる出資者（出資比率90%）である郭悦氏の配偶者であり、同社との間で金銭消費貸借契約を締結しております。当社は、金銭消費貸借契約書を確認し、借入の概要は以下のとおりであることを確認しております。

- ・借入先 馮尚昆氏
- ・借入金額 100,000,000円
- ・契約締結日 2026年5月18日
- ・実行日 2026年5月19日
- ・返済期日 2026年12月31日
- ・利率 年率2%
- ・返済方法 一括返済
- ・担保 なし

株式会社IT総合人材育成センターからは、借入先である馮尚昆氏は同社の役員又は支配株主等には該当せず、通常金銭消費貸借契約に基づく借入である旨の説明を受けております。

また、株式会社IT総合人材育成センターからは、借入先である馮尚昆氏は同社の役員又は支配株主等には該当せず、通常金銭消費貸借契約に基づく借入である旨の説明を受けております。

当社はさらに、本新株予約権の行使期間（2年間）、同社の保有方針及び行使資金の確保方法について改めて確認を行いました。その結果、株式会社IT総合人材育成センターからは、本新株予約権の行使資金については、手元資金を基本としつつ、保有資産の換金及び投資回収による資金を充当するほか、必要に応じて、今回の本新株式及び本新株予約権の払込みに際して実施した資金調達と同様に、株主及び関係者からの借入により資金を確保する予定である旨の説明を受けております。当社は、当該借入先として、本件払込みの実績と同様に馮尚昆氏からの資金支援を想定していることについても確認しております。

株式会社IT総合人材育成センターは、本件株式については中長期保有を予定している一方、本新株予約権については、行使期間内における当社株価、市場環境及び投資判断等を総合的に勘案しながら段階的に行使する方針であり、一括して全てを行使する予定ではないことを確認しております。

当社としても、本新株予約権は2年間の行使期間にわたり段階的に行使されることを前提としており、一時に全額の行使資金を保有していることを前提とするものではないと認識しております。そのため、その都度必要となる資金については、割当予定先が保有する手元資金、保有資産の換金及び投資回収による資金に加え、今回の払込実績と同様に株主及び関係者からの借入により適宜確保することが可能であることを確認しております。

加えて、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、新株予約権の行使により取得した当社株式を市場で売却し、その売却代金を次回以降の権利行使資金に充当しながら、行使と売却を段階的に繰り返す予定であることから、一時に多額の資金を必要とするものではありません。

一方で、株価が行使価額を下回る場合には新株予約権が行使されない可能性があり、その結果、権利行使期間内に行使されず失権するリスクは存在いたします。

以上を踏まえ、当社は、割当予定先の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金については、手元資金、保有資産の換金及び投資回収による資金に加え、必要に応じた株主及び関係者からの借入による資金調達が可能であり、今回の払込実績も踏まえると、その資金調達の確実性は認められることから、本新株式及び本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使について問題はないものと判断しております。

株式会社ベビーピュア

株式会社ベビーピュアより2026年7月23日時点のみずほ銀行からの銀行入出金明細の提出を受け本新株予約権の発行価額の払込みに足る預金を保有していることを確認しました。

当社としても原資の確保は十分なものと判断いたしました。また、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。なお、株価が行使価額を下回っている場合は行使されない可能性があり、権利行使期間内に行使がされなかった場合は失権するリ

スクがございます。

以上から、割当予定先の払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本新株予約権の払込みにについては問題ないと判断いたしました。

Blue Coast Capital Limited

Blue Coast Capital Limitedより、2026年6月30日時点のBank of Chinaからの残高証明書の提出を受け、本新株式および本新株予約権の発行価額の払込みに足る預金を保有していることを確認しております。当社としても、原資の確保は十分なものと判断いたしました。また、2026年5月1日付の新株予約権の譲渡に際しても、同様に割当先の資金状況に関する資料の提出を受け、その内容を確認しており、当該割当予定先の資金状況について継続的に問題がないことを確認しております。さらに、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却することにより資金を回収する行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に多額の資金が必要となるものではありません。このことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有しているものと判断しております。なお、株価が行使価額を下回っている場合には行使されない可能性があり、権利行使期間内に行使がなされなかった場合には失権するリスクがあります。以上のことから、割当予定先の払込みに要する資金については、資金調達の確実性が認められ、本新株式及び本新株予約権の払込みについて問題はないものと判断いたしました。

(6) 割当予定先及び関係先の実態

株式会社IT総合人材育成センター

当社は、割当予定先である株式会社IT総合人材育成センターが、反社会的勢力ではない旨を確認するため、割当予定先へヒアリング並びに「反社会的勢力排除に関する誓約書」の提出を要請し、これを受領しております。また、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社に依頼し調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先、割当予定先の役員又は主な出資者(組合員)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しています。

株式会社ベビーピュア

当社は、割当予定先である株式会社ベビーピュアが、反社会的勢力ではない旨を確認するため、割当予定先へヒアリング並びに「反社会的勢力排除に関する誓約書」の提出を要請し、これを受領しております。また、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社に依頼し調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先及びその関係者が反社会的勢力との関係を有している事実は確認されておりません。一方で、割当予定先の代表者である渡邊敏行氏に関し、「風評」項目において確認事項が記載されておりました。

当社は当該記載内容について、渡邊氏の関連資料の確認を行うとともに、監査役会において当該事項の内容及び影響について慎重に検討いたしました。その結果、当該記載は客観的な事実に基づくものではなく、反社会的勢力との関係を示すものではないこと、また、割当予定先及びその関係者と反社会的勢力との関係を疑わせる事情は認められないことを確認しております。

以上のことから、当社は、割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

Blue Coast Capital Limited

当社は、割当予定先であるBlue Coast Capital Limitedの実態について、2026年5月1日付の適時開示において同社が譲渡先として公表された際に、反社会的勢力との関係の有無を含めた調査を実施しております。

独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社に依頼し当該調査の結果、当該調査の結果、同社が反社会的勢力と関係を有している事実は認められておらず、問題がないことを確認しております。

また、その後においても特段の懸念事項は認識されておらず、当社としては、同社が本第三者割当における割当予定先として適切であると判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本引受契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。なお、当社は、各割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを各割当予定先より口頭にて確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本引受契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

新株式

本新株式の発行価額については、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当増資の確実な実行を図る観点から決定したものであります。当社株式は市場価格の変動リスクを有しており、また、本件は市場内での取得ではなく第三者割当の方法による引受であることから、割当予定先においては一定の投資リスクを負担することとなります。加えて、本件では割当予定先に中長期的な保有を期待していることから、流動性リスク及び価格変動リスク等も考慮する必要がありますがありました。当社は、資金調達必要性及び確実性を重視し、割当予定先との協議を重ねた結果、取締役会決議日の直前取引日の終値101円に対して7.92%ディスカウントした93円を発行価額とすることが合理的であると判断いたしました。なお、当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても合理的な範囲内であり、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しております。

第9回新株予約権

発行決議日時点における第9回新株予約権の1個の発行価格は、割当予定先との間での協議を経て142円としました。

なお、当社は、本新株予約権の発行価額の算定にあたり、第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren(所在地：東京都港区東麻布一丁目15番6号)に算定を依頼しております。同社による算定の結果、本新株予約権1個当たりの評価額は142円と算定されており、当社は当該算定結果を参考に割当予定先との協議を行った結果、本新株予約権の発行価額を算定結果と同額の142円といたしました。

当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しています。汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法を含む)は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。同社は、一般的なオプション評価モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を行い、その結果、本新株予約権1個当たりの評価額を142円と算定しております。

当社は、当該算定結果を参考として検討を行い、本新株予約権の発行価額を1個当たり142円と決定いたしました。なお、当該発行価額は第三者算定機関による算定結果と同額であります。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である2026年8月25日における当社普通株式の株価終値101円/株、当社普通株式の価格の変動率(ボラティリティ)56.97%、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利率1.68%、取得条項、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、上記汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。なお、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を

1日当たりの平均売買出来高の約10%で売却することと仮定しております。これは、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の120%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(取得日)の2週間前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると想定しており、当社は基本的に割当予定先による権利行使を待つものとしているためです。

また、本新株予約権の行使に際して純資産に組み入れるべき1株当たりの金額(以下、行使価格)は本新株式の発行価格と同額の93円と設定しております。本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日(2026年8月25日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値101を参考として、当該終値から7.92%ディスカウントした価格を基準とし、1円未満を四捨五入した93円を行使価額として採用することといたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均93.5円に対するディスカウント率は0.6%、当該直前営業日までの3ヵ月間の終値平均93.72円に対するディスカウント率は0.7%、当該直前営業日までの6ヵ月間の終値平均105.87円に対するディスカウント率は12.2%となっております。

本新株予約権の目的たる株式の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、取締役会決議日の前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。また、行使価額を前日終値に対しディスカウントを行いましたのは、他社事例も参考に、当社普通株式の株価動向等を勘案し、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.905を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。該当せず、適法である旨の見解を得ております。

これにより、新株予約権の行使に際して払い込まれるべき1株当たりの金額(以下、払込金額)は、本新株予約権の目的たる株式の行使価額93円と同額といたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、950,000株(議決権数9,500個)及び6,800,000株(議決権数68,000個)の合計7,750,000株(議決権数77,500個)となり、2026年7月31日現在の発行済株式総数54,877,500株(議決権数548,775個)に対して、本新株式の発行により1.73%(議決権比率1.73%)、本新株予約権の発行により12.39%(議決権比率12.39%)の合計14.12%(議決権比率14.12%)の希薄化が生じます。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数6,800,000株に対して、当社株式の過去6ヵ月間における1日あたり平均出来高は、380,982株であり、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式6,800,000株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年間平均営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は約13,877株となり、上記1日あたりの平均出来高の3.64%に留まることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社普通株式の売却は、当社普通株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

当社といたしましては、今回の資金調達を、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の額 (2) 手取金の使途」に記載するとおり、必要不可欠であり、当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
北山 聡明	長野県長野市	6,200,000	11.30	6,200,000	9.90
福田 卓也	京都府久世郡久御山町	6,000,400	10.93	6,000,400	9.58
Blue Coast Capital Limited	Room38,11/F MEECO INDUSTRIAL BUILDING, 53-55 AU PUIWAN STREET,FOTAN, SHATIN,NT HONG KONG	—	—	4,000,000	6.39
大都(香港)實業有限公司 (DADU(HONGKONG) CO.,LIMITED DIRECTOR DENG MINGHUI) (常任代理人 劉 媚)	FLAT/RM C,3/F.,CAMERON COMMERCIAL BUILDING,468 HENNESSY ROAD,CAUSEWAY BAY HONGKONG (東京都豊島区)	3,426,500	6.24	3,426,500	5.47
塚本 明輝	東京都文京区	3,340,918	6.09	3,340,918	5.33
株式会社IT総合人材育成 センター	東京都台東区台東二丁目6-6陽 輪台みかみビル4F404	—	—	2,850,000	4.55
塩満 龍一	茨城県取手市	2,761,000	5.03	2,761,000	4.41
株式会社ベビーピュア	横浜市保土ヶ谷区岩井町一丁 目7番地	—	—	1,900,000	3.03
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 イントラ クティブ・ブローカーズ 証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GR CONNECTICUT USA (千代田区霞が関3丁目2番5 号)	1,646,900	3.00	1,646,900	2.63
張 明	東京都荒川区	1,291,600	2.35	1,291,600	2.06
計	—	24,667,318	45.78	33,417,318	53.35

(注) 1. 所有株式数につきましては、2026年1月31日時点の株主名簿に記載された数値をもとに、記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年1月31日現在の当社の発行済株式総数をもとに、その後本日までの間に新株予約権の行使により増加した株式数を含め算出しております。

3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本第三者割当による新株式の発行及び第9回新株予約権が全て行使されたものと仮定して算出しております。

4. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第42期、提出日2026年4月24日)(以下「有価証券報告書」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(2026年8月26日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年8月26日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年8月26日)までの間に、以下の臨時報告書及を関東財務局長に提出しております。

(2026年4月24日提出の臨時報告書)

1．提出理由

当社は、2026年4月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年4月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更するものであります。

- (1) 定款の第2条(目的)事業目的を追加
- (2) 現行定款第6条(発行可能株式総数)の発行可能株式総数を200,000,000株に変更
- (3) 第25条(取締役の責任免除)及び第34条(監査役の責任免除)を新設
- (4) 第26条及び第35条(責任限定契約)の新設

第2号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

資本準備金の額の減少、並びにその他資本剰余金及び別途積立金の処分を行うものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、塚本 明輝、塚本 雄三、半田 紗弥、沖 壮視、北山 聡明、下村 昇治の6名を選任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権の数(2026年1月31日現在)533,134個

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	272,074	1,337	0	(注) 1	可決 99.94
第2号議案	271,675	1,737	0	(注) 2	可決 99.27
第3号議案					
塚本 明輝	270,543	2,868	1	(注) 3	可決 98.86
塚本 雄三	270,631	2,780	1		可決 98.89
半田 紗弥	270,635	2,776	1		可決 98.89
北山 聡明	270,668	2,743	1		可決 98.91
沖 壮視	210,631	62,780	1		可決 76.97
下村 昇治	270,634	2,777	1		可決 98.89

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 資本金の増加について

当社が2024年11月15日に発行した第三者割当による第7回・第8回新株予約権の行使により資本金及び発行済株式総数は次のとおり増加しております。

	2026年4月27日	2026年6月4日
・発行済株式総数増数(株)	300,000	1,000,000
・発行済株式総数残高(株)	53,877,500	54,877,500
・資本金増	17,595,000	64,735,000
・資本金残高	2,901,030,930	2,968,765,930
・資本準備金増額	17,595,000	64,735,000
・資本準備金残額	343,588,453	408,323,453

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 2025年2月1日 至 2026年1月31日	2026年4月24日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第42期)	自 2025年2月1日 至 2026年1月31日	2026年8月19日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 4 月24日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂	木	秀	俊
----------------	-------	---	---	---	---

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山	中	康	之
----------------	-------	---	---	---	---

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は、2026年3月24日開催の取締役会において2026年4月24日開催の第42期定時株主総会に資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議し、同株主総会にて承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関連会社に係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
【注意事項】(重要な会計上の見積り) 1. のれんの減損損失の認識に記載されているとおり、連結貸借対照表に計上されたのれんの残高は931,490千円である。(資産合計の約6.8%) その内容は、関係会社の取得時に識別したのれんである。当該のれんの残高は、連結財務諸表における金額的受容性が高く、またのれんの評価における減損の兆候の判断は、経営者の主観的判断が不可避である。 以上から、当監査法人は、関係会社に係るのれんの評価は、特に重要と判断されることから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。監査において、特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の監査上の対応を図った。 ・関係会社に係わる減損の兆候の有無や今後の見通しについて検討するため、経営者及び管理部門責任者への質問並びに取締役会議事録及び関連資料の閲覧を行った。 ・取得時点において策定された事業計画に対応する実績の比較により、当該事業計画の達成状況を検討した。 ・来期の事業計画を入手し、経営者及び管理部門責任者への質問を実施し、その合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新都ホールディングス株式会社の2026年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、新都ホールディングス株式会社が2026年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に

基

づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月24日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂	木	秀	俊
----------------	-------	---	---	---	---

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山	中	康	之
----------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社の2026年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は、2026年3月24日開催の取締役会において2026年4月24日開催の第42期定時株主総会に資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議し、同株主総会にて承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関連会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】(重要な会計上の見積り)関係会社株式の評価に記載されているとおり、会社の事業年度の貸借対照表に關係会社株式を1,590,924千円(資産合計の約46%)計上している。 その内容は、關係会社の取得時に生じた超過収益力であるのれんが含まれている。 このように、關係会社株式は、金額的重要性が高く、のれんを含む關係会社株式の評価は、不確実性を伴う将来予測を含む会計上の見積り項目であり、特に重要性が高いと判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項に記載の監査上の対応を図るなどし、關係会社株式の評価の合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。